

チリからの家きん肉等の輸入停止措置について

平成29年1月12日

今般、チリにおいて低病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、平成29年1月6日付けで同国からの家きん肉等について輸入が停止されました。

なお、輸入停止措置の対象地域、品目等については、下記のとおりです。

記

- 1 輸入停止措置の対象地域
チリ全土

- 2 輸入停止措置の対象品目
 - (1) 家きんの肉、臓器等及びこれらの加工品
 - (2) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

ただし、(1) 及び (2) の品目のうち、平成28年12月20日以前にと殺又は採卵されたものであり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであること（平成28年12月20日までに加工、梱包まで終了していることが必要。）をチリ政府が証明しているものは除く。

- 3 輸入検査時における消毒措置の対象品目
羽毛